令和６年６月通常会議

議案第７９号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

令和６年６月２４日

都市計画部　公園緑地課

条例の改正理由及び緑の基本計画について

OTSU 大津市 Lake Biwa

改正理由

第４次大津市緑の基本計画中間見直しに向けた「大津市緑の基本計画審議会」の設置に伴う改正。

緑の基本計画とは

都市緑地法第４条第１項に定められた、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。

第4次大津市緑の基本計画

基本理念

「水と緑が人を育む　持続可能なまち　大津」
～市民とともに緑を守り　人をひきつける　自然・歴史・文化のまち～

基本方針

①緑の骨格の保全
②都市公園などのマネジメントの強化と多機能化
③協働による緑のまちづくりの促進

第４次大津市緑の基本計画

計画期間

平成30年（２０１８年）から令和14年（２０３２年）までの１５年間

計画の見直しと評価

現計画においては、大津市都市計画マスタープランの進捗状況との整合を図りつつ、概ね７年間（中間年）を区切りに評価と検証を行い、社会経済情勢や関連する各種制度などに大きな変更があった場合は見直すこととしている。

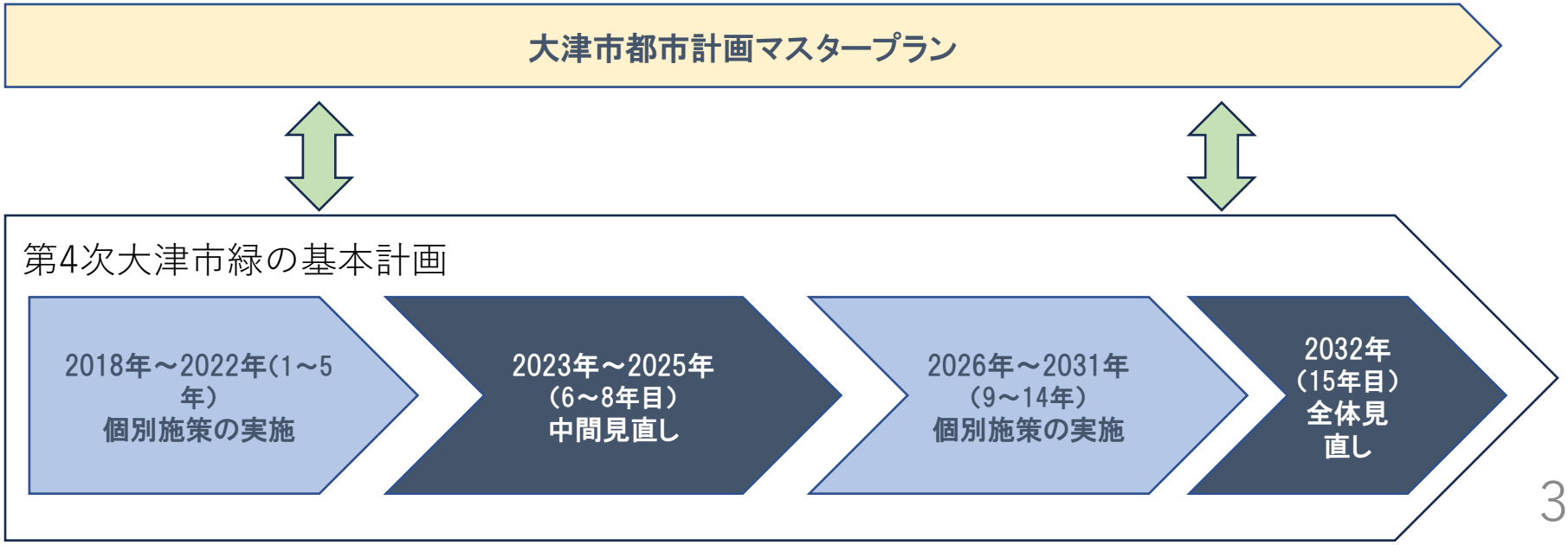

緑の基本計画の中間見直しについて

OTSU 大津市 Lake Biwa

平成29年度に策定した第４次大津市緑の基本計画（2018-2032）について、社会情勢の変化や計画の進捗状況、また、令和５年度に実施した市民意識調査結果などを踏まえた中間見直しを行っていくもの。

時期	作業内容
令和５年度 （2023年度）	（１）アンケート調査 社会情勢等の変化も踏まえた市民ニーズの把握 ● 市内在住の１８歳以上の3,000人（郵送、無作為抽出） ● 公園利用者（アンケート用紙手渡し、用紙回収又はＷＥＢ回答） （２）中間見直しの方向性の検討 ● アンケート調査結果を踏まえた次年度以降の見直しに向けた方向性の検討
令和６年度 （2024年度）	● 法改正や関連計画の改定状況の確認 ● 各取り組みの現状確認及び進行管理のための数値目標の確認（評価・検証） ● 評価検証結果及び前年度の検討結果を踏まえた中間見直し案の作成
令和７年度 （2025年度）	● 第４次大津市緑の基本計画（中間見直し）案の議会説明及びパブリックコメント実施 ● 第４次大津市緑の基本計画（中間見直し）の策定

審議会の概要

名　　称：大津市緑の基本計画審議会

目　　的：都市緑地法第４条第１項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に
関する基本計画を改定するために必要な事項を調査審議すること。

委員定数：６人以内

委員構成：学識経験を有する者、市民団体から選出された者及び関係行政機関から選出された者

開催回数：４回程度を予定

※スケジュールは次ページのとおり

スケジュール（案）

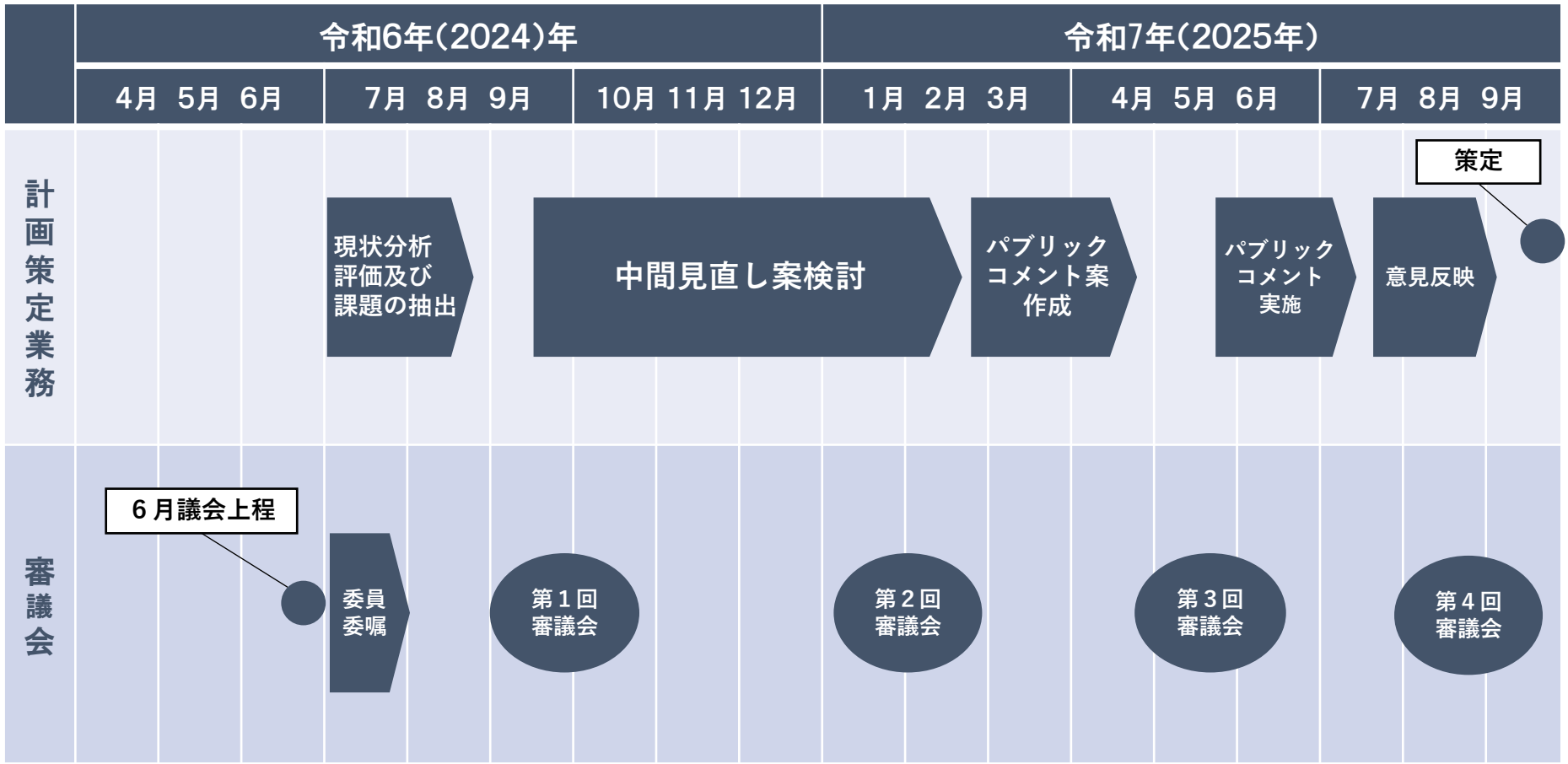
令和6年(2024)年
令和7年(2025年)
4月 5月 6月
7月 8月 9月
10月 11月 12月
1月 2月 3月
4月 5月 6月
7月 8月 9月
計画策定業務
現状分析評価及び課題の抽出
中間見直し案検討
パブリックコメント案作成
パブリックコメント実施
意見反映
策定
審議会
6月議会上程
委員委嘱
第1回審議会
第2回審議会
第3回審議会
第4回審議会

緑の基本計画審議会設置に伴う条例の改正案

大津市附属機関設置条例の別表市長の部大津市都市公園等施設整備・運営事業審査委員会の項の次に次のように加える。

名称	担任する事項	委員の定数	委員の構成
大津市緑の基本計画審議会	都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第４条第１項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を改定するために必要な事項を調査審議すること。	６人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者及び関係行政機関から選出された者

施行日：公布の日から